意見書案第１号

特定商取引に関する法律の抜本的改正を求める意見書について

特定商取引に関する法律の抜本的改正を求める意見書を別紙のとおり提出します。

令和７年３月１２日提出

提出者　佐野市議会議員　横　井　帝　之

賛成者　佐野市議会議員　藿　原　政　夫

〃　　　小　暮　博　志

〃　　　菅　原　　　達

特定商取引に関する法律の抜本的改正を求める意見書

特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）の平成２８年改正の際、いわゆる５年後見直しが定められたところ、令和４年１２月に同法改正から５年が経過しました。

令和６年版消費者白書によると、消費生活相談は、令和５年が９１万件でここ１５年ほど高止まりが続いており、特商法の対象分野の相談は全体の約５５％にのぼります。

令和６年版消費者白書によれば、６５歳以上の高齢者の相談では、特商法の対象取引分野のうち訪問販売の割合が１２．６％、電話勧誘販売の割合が６．９％と、６５歳未満の訪問販売の割合が８．１％、電話勧誘販売の割合が５．２％であるのと比べて高くなっています。とりわけ認知症等の高齢者においては、令和６年版消費者白書によると、訪問販売・電話勧誘販売の相談が４５．４％を占めており、超高齢化社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要です。

また、令和６年版消費者白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体の２９．９％と最多となり、ＳＮＳが関係する消費生活相談件数も８万４０４件と過去最多となっていますが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多いです。

さらに、連鎖販売取引、いわゆるマルチ取引は、２０歳代において高い比率を占めています。

よって、国においては、これらの被害に対処するため、下記の項目について、特商法の改正を行うよう強く要望します。

記

１　訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。

２　ＳＮＳ等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等について、行政規制・クーリングオフ等を認めること及び権利を侵害された者はＳＮＳ事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。

３　連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること

及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。

令和７年３月１３日

内閣総理大臣　　石　破　　　茂　様
総務大臣　　　　村　上　誠一郎　様
経済産業大臣　　武　藤　容　治　様
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
　　　　　　　　伊　東　良　孝　様
衆議院議長　　　額　賀　福志郎　様
参議院議長　　　関　口　昌　一　様

佐野市議会

理　由

特定商取引に関する法律の抜本的改正を求めるため、意見書を国会及び関係行政庁に提出したいので提案するものです。